

第15回環境省政策会議（議事要旨）

日時：平成22年3月4日（木）14：15～

場所：衆議院第一議員会館 民主党A会議室

<議題>

(1)地球温暖化対策基本法案（仮称）の検討状況について

(2)その他

<副大臣より挨拶>

<小林審議官より資料説明>

～以下、主な意見及び回答～

- 基本法について議論をオープンにするべきと言ってきたが、ようやく少しオープンになってきたのではないか。
- 個人的な考えを述べると、地球温暖化対策は2050年に向けた、40年間にも渡る取り組みであり、40年間続けていくためには経済合理性を考えないわけにはいかないだろう。現在、本法案については様々な議論があるが、本法案が通った後、経済合理性を考慮した議論が深まっていくと思う。あくまで基本法は表紙であり、中身はこれからあるので、制度等に関する具体的な議論は基本法が通った後にしていくことになる。
- 法案が閣議決定されれば、与党の一員としては法案が国会を通るよう協力していきたいと考えているので、今回は総括的な質問をしたい。
- 副大臣級検討チームにおいてこれまで論点となった事項はなにか。また、その論点についてどのような意見があったのか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・副大臣級の検討チームでは、長期目標、再生可能エネルギーの導入目標、国内排出量取引制度をはじめ、様々な論点について議論を重ねてきた。例えば、長期目標については、2050年の世界全体のCO2排出量を半減させるという目標との関連をどう位置づけるべきかが議論になった。また、再生可能エネルギーの導入目標については、目標とすべき割合を供給量ベースとするか、需要量ベースとするか等について議論を行った。さらに、排出量取引制度については、キャップ&トレード方式であることを条文上明確にすべきか否かについて議論した。現在、法案のとりまとめに向けた最終的な調整作業を続けているところ。

- これまで、副大臣級検討チーム又は環境省として、どのような団体から意見聴取し、ど

のような意見があったか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・これまで、どのような団体から意見聴取したかについては、まず環境省として昨年 12 月にパブリックコメントを実施した。また、今年に入ってから、労働組合や NGO、経済界との間で個別に意見交換を重ねてきた。更に、中央環境審議会も開催し、委員の先生方の意見をお聞きしている。加えて、副大臣級検討チームにおいてもヒアリングを実施した。
- ・労働組合からは、雇用の創出のほか、雇用の喪失というマイナス面への対策も重要であるという御意見をいただいている。NGO からは、政策形成への市民団体の参加の確保が必要という御意見をいただいている。経済界からは、中期目標の前提条件をしっかりと法律でも位置づけるべきといったご意見をいただいている。

○法案の基本的施策の柱として国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税、固定価格買取制度の3つが掲げられているが、政府としてそれぞれの項目で25%のうち何%を削減できると考えているのか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・基本的施策のうち、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税、固定価格買取制度の3つは、各対策分野での個別施策を推し進め、又はそれらの基盤となる横断的施策であり、その実施は不可欠と考えている。しかし、各施策を法案に位置付けたあとの具体的な制度設計については、それぞれ今後の議論の中で検討されるものであり、削減効果についても今後の議論の中で特定されていくものと考えている。

○この基本法の中で、25%のうち真水の部分とそうでない部分とを明記しないのか。明記しないとすれば、今後、25%の内訳をどのように展開していくのか。

○この法案には基本的に賛成している。ただし、中期目標 25%の内訳は明確にする必要があると考えている。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・中期目標のうち真水の部分の割合がどれくらいになるかについては、わが国が世界に先駆けて低炭素社会を構築し、世界を引っ張っていくためにも、温室効果ガスの削減はできる限り国内で行うのが基本と考えている。したがって、できるだけ真水分の割合を大きくしたいと考えている。ただし、2013 年以降の国際枠組みの構築に向けた国際交渉を踏まえて検討していくべき側面もある。25%の内訳については、今後、ロードマップをとりまとめていく過程で、事業者の皆さまや有識者の皆さまなどのご意見もうかがいながら、検討していきたいと考えている。

○地球温暖化対策にとってCCSは有効な施策と考えるが、RITEが中越沖での貯留実験で1万tを埋めた後に中越沖地震が発生し、またアメリカでもCCSを実施した地点から半径20kmで地震が起きたということもあるので、CCSの持つリスクも考えながら進めて欲しい。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・CCSについては、法律上の条件を満たせば実施できることになっている。そして、この法制度の中で、きちんとリスク判断もおこなうこととなっているので、CO2の貯留ありきではなく、リスク判断をしっかりとやりながら進めていきたいと考えている。

○排出量取引制度はどのような中身を考えているのか教えてほしい。また、今日の経済産業省の政策会議に出席できなかったので、排出量取引についての経済産業省の意見も教えて欲しい。私は原単位ではなく総量規制にすべきであると考えている。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・排出量取引制度については、基本法では基本的な制度の概要とその実施時期をある程度明記したいと考えている。もっとも、この制度については各方面から様々なご意見をいただいているところであり、今後具体的な制度設計を検討していく過程で、更に議論を深めていきたいと考えている。
- ・排出量取引に関する経済産業省のご意見は、他省のことなのではっきりお答えすることはできないが、副大臣級検討チームに出席してる増子副大臣のご意見は、排出量取引についてはキャップ&トレード方式でない制度を提案されており、また再生可能エネルギーの導入目標については供給ベースで設定することなどをご提案されている。

○基本法にいう国際協調には、CDMが含まれるのはわかるが、海外からクレジットを買ってくるということは含まれているのか。単純にお金を出してクレジットを買ってくる行為はわが国にとって何一つ良いことはないし、どこからも感謝されない。したがって、海外からクレジットを買ってくる行為まで国際協調に含まれるのであれば、そこには反対せざるを得ない。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・海外に金銭を支払ってクレジットを買ってくるような行為はこの法案の国際協調には入っていない。色々なご意見をいただき、CO2の削減をお金で解決すべきではない、ということでそうなった。

○パブリックコメントでは、否定的な意見が多かったと思うが、それはこの法案にどのように反映されているのか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・パブコメの結果については、否定的なご意見の件数が多かったことは事実であるが、否定的なご意見の中には全く同じ内容のものなども見られ、また貴重な少数意見も多くいただいております。単純な数の問題ではないと思っています。したがって、いただいたご意見の全体を見て、また現在における温暖化対策の重要性等も考慮して法案としてまとめてきているところ。また、排出量取引や地球温暖化対策税については政治主導への心意気を表すために書いている面もある。いずれにせよ、地球温暖化対策を進めるためにはまず表紙として基本法を制定する必要があると考えて進めている。

○原子力の利用については、あまり資料に書かれていないが、実際にはこれが大問題になると思う。ロードマップを見ると新たに原子力発電所を9基立てるなどという記載があるが、関係各所との調整が必要であると思う。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・原子力の問題は、ご指摘の通り様々のご意見があるが、我々はあらゆる政策を総動員して取組みを進めていくべきと考えており、その中では原子力の利用も避けては通れないと思っている。もっとも、その前提には安全性の確保がある。原子力については様々のご意見があるので、基本法では、全体のバランスを見ながら、適切な表現にしていきたいと思っている。

○質問というより要望だが、この基本法には色々な施策があって、それぞれが多くの主体と利害関係をもつものである。したがって、1つ1つの制度ごとに見ていくと利害対立が非常に大きく、それぞれ調整していくのは難しいので、様々な制度設計全体でバランスをとっていくべき。地球温暖化対策税には反対でも、その税収の使い道次第、例えばその税収によって企業の企業年金等の出費をカバーする等の仕組みを考えれば、態度は変わると思う。また、排出量取引制度でキャップをかけた企業については公共事業を優先的に受注させる方法なども考えられる。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・制度設計全体で考えるべきとのご意見はまさにその通りであり、我々としても、例えば地球温暖化対策税は税だけで考えるのではなく、他の制度との組み合わせで負担ばかりにならないように考えていきたい。

○麻生内閣時代の2005年比15%削減という中期目標検討委員会の議論の中では、既存住宅について年間250万戸ずつ省エネ改修していく必要があるとされているのであるから、25%削減にむけても環境省も国土交通省と協力して、省エネ改修について検証する必要があると思うが、やっているのか。エコポイントくらいでは足りないと思うが、予算に反映しているのか。

【大谷環境大臣政務官からの回答】

- ・住宅の改修については、重要な政策の一つであり、今後検証していきたいと思っている。ロードマップでは、新築住宅はすべて、既存住宅は年間1%を省エネ改修することが明記してある。住宅政策も含めて、環境省がリーダーシップを発揮して、国土交通省と連携しながらしっかり進めていきたいと思っている。

○キャップ&トレードについては EU ですでに制度がはじまってしばらく経っているので、その効果や技術開発へのつながり等の検証をしっかりとしなければならない。

○地球温暖化対策税については、税収入は環境対策、具体的には環境技術の開発等に使うべき。

【大谷環境大臣政務官からの回答】

- ・EU のキャップ&トレード制度の検証も非常に重要であり、今後、具体の制度設計にあたってより深く検討していきたいと思っている。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・排出量取引制度については、すでに J V E T S でやっている制度で 300 を越える企業のご参加をいただいているので、この検証もしっかりやっていきたい。

○経済界からの反対の意見ばかりが目立っているが、経済同友会の桜井代表幹事は、地球温暖化対策を進めることが企業の競争力強化につながるとのご意見を表明されており、また他のビジネス雑誌等においても、日経ビジネス等においても経済界からのそういった意見が載っている。経済界からの賛成意見をもっとクローズアップして説明していくべきではないか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・経済界からも反対ばかりではなく賛成のご意見があがっていることは大変重要なことであり、そのあたり説明が不十分であったかもしれない。

○基本法の目的をもう一度確認しておきたい。この基本法の目的は低炭素社会を作って、わが国を持続可能な社会にしていくということで間違いないか。

【大谷環境大臣政務官からの回答】

- ・基本法の目的は、ご指摘の通り低炭素社会の構築である。

○前提条件付き中期目標については、国際的には交渉の中で前提条件を付けて目標を表明することも必要だが、国内対策としては、前提条件無しで目標を設定してもよいの

ではないだろうか。

○現在、国内において、前提条件無しで中期目標を設定することについてコンセンサスは得られていないと思うので、前提条件を外すことには反対。

(以上)